

●東京都告示第百三十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社行田鋸店

(二) 代表者氏名 代表取締役 坂本 春男

(三) 主たる事務 板橋区常盤台四丁目三十一番十五号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七一三七号

(五) 免許年月日 平成二十六年十月二十四日

二 処分年月日 令和元年六月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第百三十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、東金町一丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

葛飾区

金町一丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町四丁目、金町五丁目、金町六丁目、東金町一丁目、東金町二丁目、東金町三丁目、東金町四丁目、東金町六丁目、東水元一丁目、東水元二丁目、南水元一丁目、南水元三丁目、南水元四丁目、新宿四丁目、新宿五丁目及び新宿六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東金町一丁目西地区市街地再開発準備組合

理事長 狩野 浩志

葛飾区東金町一丁目十七番二号

三 対象事業の名称及び種類

東金町一丁目西地区市街地再開発事業

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、葛飾区東金町一丁目に位置する約二・五ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、自動車教習所、公共駐輪場、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和元年六月十七日から同年七月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

葛飾区環境部環境課

葛飾区立石五丁目十三番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和元年七月三十一日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(12)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(7)建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</p> <p>a. 一期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04125ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は17.8%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.05126mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は4.0%である。 工事の実施に当たっては、排出ガス対策型(第一次基準)の建設機械を使用するなど、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械(第二次基準、第三次基準)を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを大きく上回らないよう努める。 以上のことから、一期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b. 二期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04518ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は28.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.05425mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は8.2%である。 工事の実施に当たっては、排出ガス対策型(第一次基準)の建設機械を使用するなど、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械(第二次基準、第三次基準)を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを大きく上回らないよう努める。 以上のことから、二期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>c. 三期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04730ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は33.3%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.048624mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は0.01%である。 工事の実施に当たっては、排出ガス対策型(第一次基準)の建設機械を使用するなど、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械(第二次基準、第三次基準)を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを大きく上回らないよう努める。 以上のことから、三期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(4)工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</p> <p>a. 一期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03660～0.03746ppmであり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.5～3.7%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047089～0.047135mg/m³であり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.03%である。 工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、一期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b. 二期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03652～0.03702ppmであり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.7～3.2%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047081～0.047108mg/m³であり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.02%である。 工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、二期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>c. 三期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03609～0.03637ppmで、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.4～0.7%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047074～0.047104mg/m³で、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01%である。 工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、三期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染 工事の完了後	<p>(7)自動車教習所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03667ppmであり、環境基準を満足し、自動車教習所の供用に伴う奇与率は0.2%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.048627mg/m³であり、環境基準を満足し、自動車教習所の供用に伴う奇与率は0.02%である。使用する工事の完了後においては、最新の排出ガス適合車を教習車として使用するなど、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、自動車教習所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(8)駐車場利用車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03689ppmであり、環境基準を満足し、駐車場利用車両等の走行に伴う奇与率は1.2%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.048637mg/m³であり、環境基準を満足し、駐車場利用車両等の走行に伴う奇与率は0.03%である。 工事の完了後においては、駐車場の適正利用を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、駐車場利用車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(9)関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03542～0.03607ppmであり、環境基準を満足し、奇与率は0.1～1.1%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.047058～0.047097mg/m³であり、環境基準を満足し、奇与率は0.00～0.03%である。 工事の完了後においては、納品物を集約して搬入する集中納品や積載率の向上に努め、搬入車両台数の削減を図るとともに、搬入等物流車両の走行に当たっては、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動 工事の施行中	<p>(7)建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル・振動レベル a.建設作業騒音 一期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レベル値 (L₉₀) は、計画地北側で最大69dBであり、報告基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b)二期工事の施行中 二期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レベル値 (L₉₀) は、計画地東側で最大71dBであり、報告基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c)三期工事の施行中 三期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レベル値 (L₉₀) は、計画地東側で最大67dBであり、報告基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b.建設作業振動 (a)一期工事の施行中 一期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの80%レベル値 (L₈₀) は、計画地北側で最大63dBであり、報告基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「稼働台数の低減及び集中稼働の回避」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)は、計画地南側で最大60dBであり、制音基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「稼働台数の低減及び集中稼働の回避」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)は、計画地東側で最大66dBであり、制音基準値を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「稼働台数の低減及び集中稼働の回避」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(f) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル a. 道路交通騒音 (a) 一期工事の施行中 一期工事の施行中における工事用車両に伴う道路交通の騒音レベルは63dBであり、環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは環境基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは62～63dBであり、地点④を除き環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは61～63dBであり、地点④を除き環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。</p> <p>h. 道路交通振動 (a) 一期工事の施行中 一期工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～53dB、夜間36～49dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～48dB、夜間36～44dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～45dB、夜間36～42dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の集中化を避け、走行経路の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(7) 自動車教習所の供用に伴う騒音レベル 自動車教習所の供用に伴う騒音レベルは、敷地境界付近で最大57dBであり、環境基準60dB(一般地域C類型)を下回る。周囲に高さ1mの腰壁、スロープに高さ1m側壁を設置する」を実施し、自動車教習所の供用に伴う騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、自動車教習所の供用に伴う騒音レベルは、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(イ) 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル</p> <p>a. 道路交通騒音 平日における関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間56～65dB、夜間50～58dBであり、地点④の昼間及び地点⑦の昼間並びに夜間を除き環境基準を下回っている。 休日における関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間55～65dB、夜間48～58dBであり、地点⑦の昼間及び夜間を除き環境基準を下回っている。</p> <p>b. 道路交通振動 平日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間38～53dB、夜間35～49dBであり、規制基準を下回っている。 休日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間36～50dB、夜間32～40dBであり、規制基準を下回っている。</p> <p>事業の実施に当たっては、事前に事業計画の詳細検討を行い、その結果を輸入計画に反映させ、集中納品や積載率の向上による台数削減、規制速度の遵守、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。 以上のことから、関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。</p>
3. 土壌汚染	<p>(イ) 汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度 計画地は、過去において特定有害物質が取り扱われた可能性があることが確認されている。このことから、今後、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づき土壌汚染状況調査を行い、適切な土壌汚染対策を実施する計画であり、掘削工事により汚染土壌が計画地周辺へ拡散することはないものと考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考えられる。</p>
4. 地盤	<p>(イ) 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 本事業では、G.L.約-10m程度まで掘削する計画であり、山留壁の変形による地盤の変形が生じる可能性が考えられる。 そのため、本事業では、掘削工事において、剛性及び遮水性の高いソイルセメント柱列壁(SMW)工法を採用し、地下水の漏れを抑えるとともに、計画地周辺の地下水の水位低下と地盤沈下を防止するため、G.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入を行う。また、計画地周辺の地盤の変形を防止するため、山留支保工として水平切梁及びグラウトポンプカーを設置し、計画地及び周辺への影響を最小限に抑える。 以上のことから、掘削区域周辺での掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいと考えられ、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 地盤	<p>(イ) 掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化に伴う地盤沈下の範囲及び程度 本事業では、G.L.約-10mの粘性土層(Ac1層)まで掘削する計画であり、掘削工事中、ボーリングや掘削等による掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。 そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、デイナーワウエル工法(地下水水位低下工法)の採用により第一帯水層(不圧地下水層)及び第二帯水層(被圧地下水層)の地下水を揚水して減圧する。 なお、揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法(復水工法)により地盤へ還元する。 また、本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いSMWをG.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入する計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流量の変化が生じる可能性が考えられる。 掘削工事に伴う設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、地下水及び流量の変化は小さいものと考えられる。 山留壁の設置による地下水の水位及び流量の変化は小さいものと考えられる。 以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び変形の程度は小さいものと考えられる。</p>
5. 水循環	<p>(イ) 掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度 本事業では、G.L.約-10mの粘性土層(Ac1層)まで掘削する計画であり、掘削工事中、ボーリングや掘削等による掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流量に変化が生じる可能性が考えられる。 そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、デイナーワウエル工法(地下水水位低下工法)により第一帯水層(不圧地下水層)及び第二帯水層(被圧地下水層)の地下水を揚水して減圧する。 なお、揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法(復水工法)により地盤へ還元する。 また、本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いSMWをG.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入する計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流量の変化が生じる可能性が考えられる。 掘削工事に伴う設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、地下水及び流量の変化は小さいものと考えられる。 山留壁の設置による地下水の水位及び流量の変化は小さいものと考えられる。 以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び変形の程度は小さいものと考えられる。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>(7) 地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業では、地下構造物の設置及び山留壁の構築により、第一帯水層（不圧地下水層）に相当する砂質土層（As1層）及び第二帯水層（被圧地下水層）に相当する砂質土層（As2層）の一部に改変を加えることになり、地下水の水位低下及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。地下水の流れは一部遮断されるが、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺に広範囲に分布しているとともに、地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して小さく、地下水は地下構造物及び山留壁の周囲を迂回して流れ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。 以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さく、「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>(4) 土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度 本事業では、「雨水改変に伴い、地表面流出量が変化しうる可能性が考えられる。本事業では、「雨水流出抑制対策のてびき」（平成28年4月1日 葛飾区）を満足するために、雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、浸透ます・浸透トレンチ）を設置することにより、地表面流出量はA敷地で約230m³、B敷地で約13.58m³削減される。 また、雨水ます等の施設を適切に配置することで雨水排水と雨水浸透の促進を図り、地下水涵養の創出を図る。 以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さく、「土地の改変に伴う地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
6. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象地域が含まれているが、全ての対象地域で規制時間未満と予測されるため評価の指標を満足する。 また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設としては、計画地北側に隣接する金町駅北口児童遊園、金町どんぐり保育園、金町ひまわり保育園及び東金町亀が岡児童遊園があり、冬至日では、金町駅北口児童遊園で約20分、東金町亀が岡児童遊園で約50分、春・秋分では、金町ひまわり保育園で約1時間10分の日影時間の増加が生じているが、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため計画建築物を敷地境界北側から十分に後退して配置し、高層棟を南東側に配置した計画としているため日影時間の増加は最小限に収まっているものと考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める「日影規制」を満足するものと考えられる。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 電波障害	<p>(7) 計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物による地上デジタル放送（広域局）の遮へい障害は、敷地境界から北東方向に最大幅約80m、最大距離約30mの範囲に及ぶと予測される。要確認範囲は北東方向に最大幅約140m、最大距離約740mの範囲に及ぶと予測される。また、地上デジタル放送（県域局）の遮へい障害は、敷地境界から北東方向に最大幅約90m、最大距離約50mの範囲に及ぶと予測される。要確認範囲は北東方向に最大幅約150m、最大距離約700mの範囲に及ぶと予測される。 また、反射障害による影響を予測した結果、発生しないと予測される。 計画建築物によるBSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の遮へい障害は、北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約180mの範囲に生じると予測される。東経124度CSデジタル放送の遮へい障害は、北北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約130mの範囲に及ぶと予測され、東経128度CSデジタル放送の遮へい障害は、北北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約110mの範囲に及ぶと予測される。 本事業の美観にあたっては、タワーレインのフェームの向きを調整するなどテレビ電波の受信障害が発生しないよう配慮し、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合、ケーブルテレビの活用等の適切な電波障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消されるものと考えられる。 以上のことから、計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害は、できる限り回避または低減が図られており、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものとして評価する。</p>
8. 風環境	<p>(7) 平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及びその周辺において、計画建築物の建設前は、概ね領域A（住宅地相当）の風環境であり、一部に領域B（低中層市街地相当）がみられる。また、計画建築物の建設後（対策前）は、概ね領域B（低中層市街地相当）までにおさまっているが、計画地東側において領域C（中高層市街地相当）がみられる。 計画建築物の建設後（対策後）は、計画地周辺に領域C（中高層市街地相当）や領域D（強風地域相当）の出現はなく、すべての地点において領域B（低中層市街地相当）までにおさまる。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地及びその周辺において風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。</p> <p>(7) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 本事業の主要な用途は、商業・公益・自動車教習所等の複合施設及び住宅であり、地域の土地利用の用途を大きく変化させることはないが、本事業は、既存の商業施設及びその駐車場、商業施設屋上の自動車教習所、並びに駐輪場を含む葛飾区のまちづくり用地について、土地利用転換による高度有効利用を図り、高度な機能が集積した新たな複合市街地を形成することから、計画地周辺の主要な景観要素は一部改変することとなる。 一方で、本事業で実施する既存道路の再整備による歩道拡幅並びに壁面後退による歩道状空地の新設とあわせ、植栽等を施すことから、ゆとりと緑が感じられ、地域のシンボルとなる魅力的な都市的景観が新たに形成されるものとして予測される。 以上のことから、評価の指標とした「土地の高度利用を図りながら、新たなシンボルやランドマークとなるよう景観に配慮した街並みの形成を図る。」を満足するものと考えられる。</p>
9. 景観	<p>工事の完了後</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評 価 の 結 論
9. 景観	<p>(4) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 近隣域では、金町・新宿地域の新たな街並みが形成されると考え、周辺計画建築物とともに新たな都市的な街並みが形成されると考え、中長域、遠景域では、金町・新宿地域のランドマークである「ライオンズ金町」及び「シテイングランド」などに新たなランドマークとして現れることとなり、周辺の既存建築物及び新たに出現する周辺計画建築物とともに新たな都市的な街並みが形成されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「土地の高度利用を図りながら、新たな街並みやランドマークとなるよう景観に配慮した街並みの形成を図る。」を満足すると考える。</p> <p>(7) 圧迫感の変化の程度 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して2.9～5.6ポイント増加する。計画建築物の配置にあたっては、既存道路の幅幅による歩道幅及び壁面後述による歩道状空地を新設する。また、敷地内の空地部分や外周部及び壁面の連続性に配慮して高木等の植栽を配置するとともに低層建築物北西面及び西面に壁面緑化を取り入れることから、歩行者からの視界には植物の緑で視野が和らげられ、計画建築物による圧迫感等は軽減されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
10. 自然との触れ合い活動の場	<p>(7) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 本事業では、工事の施行中において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路上に工事用車両出入口を設ける計画であることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を与える状況が生じるものと考えられるが、工事用車両出入口の管理にあたっては交通誘導員を適切に配置して経路利用者の安全に十分配慮するとともに安全な歩行空間を確保することにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響は軽減できると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると評価する。</p>
11. 廃棄物	<p>(7) 建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法 撤去建築物等の解体に伴う廃棄物の排出量は、約 24,100t と予測し、目標とする再資源化量は約 23,700t と予測する。これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量を図る等、できる限り再資源化に努める。再資源化が困難な場合には、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行い、適正に処理を行っている事実をマニュアル等により管理する。</p> <p>以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>a. 建設発生土 建設発生土の排出量は、約 227,500m³ と予測し、目標とする再資源量は約 200,200m³ と予測する。</p> <p>b. 建設発生土は、現場内利用等でできる限り有効利用に努める。有効利用が困難な場合には、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正に処分する。</p> <p>以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たすことと、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p>

表1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評 価 の 結 論
11. 廃棄物	<p>c. 建設工事に伴う廃棄物 (建設汚泥以外) 建設工事に伴う廃棄物の排出量は、約 5,000t と予測し、目標とする再資源化量は約 4,800t と予測する。</p> <p>これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量を図る等、できる限り再資源化に努める。再資源化が困難な場合には、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行い、適正に処理を行っている事実をマニュアル等により管理する。</p> <p>以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>d. 建設工事に伴う廃棄物 (建設汚泥) 建設汚泥の排出量は、約 48,000m³ と予測し、目標とする再資源化量は約 46,100m³ と予測する。</p> <p>発生した建設汚泥については、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行う。</p> <p>以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p>
12. 温室効果ガス	<p>(7) 施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度 本事業における計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約 5,660t-CO₂/年であり、基礎建築物と比較した二酸化炭素排出量の削減量は約 1,510t-CO₂/年となり、施設の供用に伴う二酸化炭素の削減率は約 21% と予測される。</p> <p>本事業では、空調ヒートポンプシステム等の高効率機器の採用や、空調換気・照明設備システムを高効率化することで省エネルギー化を図る計画である。また、「環境確保条例」に基づき建築物環境計画書を作成し、エネルギー使用の合理化、自然環境の保全及びヒートポンプシステムの緩和に努める。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」に示される「事業者の責務」、「東京都建築物環境配慮指標」に示される「建築主の責務」を果たすものと考えられる。</p>

●東京都告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342157089	有限会社大関薬局	東京都足立区本木東町1-4	うめなな薬局	東京都足立区梅田7-9-1	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1342157089	有限会社大関薬局	東京都足立区本木東町1-4	うめなな薬局	東京都足立区梅田7-9-1	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1370904144	東急ウェルネス株式会社	東京都渋谷区南平台町5-6	オハナ中延	東京都品川区中延4-5-7 スタイリオ中延駅前3階	通所介護	平成31年4月1日
1340753426	株式会社キートス	東京都墨田区京島3-43-2	しんせい薬局 東向島	東京都墨田区東向島5-5-12	居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1340753426	株式会社キートス	東京都墨田区京島3-43-2	しんせい薬局 東向島	東京都墨田区東向島5-5-12	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1341954650	今井 実	東京都板橋区上板橋1-17-3	開運堂今井薬局	東京都板橋区上板橋1-17-3	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1341954650	今井 実	東京都板橋区上板橋1-17-3	開運堂今井薬局	東京都板橋区上板橋1-17-3	介護予防居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1330744292	重井 剛	東京都杉並区久我山4-19-10	重井歯科医院	東京都墨田区墨田2-10-20 スミダコーポ 2 1 1階	居宅療養管理指導	平成31年3月1日
1330744292	重井 剛	東京都杉並区久我山4-19-10	重井歯科医院	東京都墨田区墨田2-10-20 スミダコーポ 2 1 1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1341257849	株式会社ウィル・ウェイ	東京都中央区日本橋2-15-10	小谷調剤薬局	東京都世田谷区船橋7-4-12	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1341257849	株式会社ウィル・ウェイ	東京都中央区日本橋2-15-10	小谷調剤薬局	東京都世田谷区船橋7-4-12	介護予防居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1340254169	株式会社エムアンドエー	東京都中央区新川2-16-11 青木ビル1階	つくだ調剤薬局	東京都中央区明石町11-3 築地アサカワビル1階	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1340254169	株式会社エムアンドエー	東京都中央区新川2-16-11 青木ビル1階	つくだ調剤薬局	東京都中央区明石町11-3 築地アサカワビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1340654293	株式会社ばばす	東京都墨田区横川4-8-3	ばばす薬局 千東店	東京都台東区千束3-20-19	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1340654293	株式会社ばばす	東京都墨田区横川4-8-3	ばばす薬局 千東店	東京都台東区千束3-20-19	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日

●東京都告示第百三十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の二十四第四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社 Y&Uケア英蓉会	あおいメディカルデイ キッズ・シニアの和	杉並区浜田山3-25-16 エスカイ浜田山103	平成31年1月31日
特定非営利活動法人ワークーズ・いきいきサポート	児童デイサービス「ぶくぶく」	江戸川区鹿骨3-12-17 ロンジュエヴィテエドがわ1階	同日
株式会社琉球マインド	発達支援ルーム 琉りゅう	世田谷区上野毛2-22-14 A-2階	平成31年2月28日
医療法人社団健志会	あんしえる	練馬区高松4-31-3	同日
株式会社ヤマト・インターナショナル	幸せの缶詰	港区南麻布2-1-18	平成31年3月31日
MELCARE株式会社	メルケアみなとセンター	港区新橋4-27-4 新橋吉樹ビル	同日
世田谷区	世田谷区立総合福祉センター児童発達支援事業所	世田谷区松原6-41-7	同日
合同会社福祉カンパニー	はつらつ	練馬区南大泉5-3-3	同日
青梅市	青梅市しろまえ児童学園	青梅市東青梅6-1-13	同日
一般社団法人チャイルドライフ	通所支援ベルテール八王子みなみ野園	八王子市みなみ野1-7-1	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ピースフル	ハッピーテラス駒沢公園教室	世田谷区上馬4-41-1 米勢ビル1階	平成31年1月31日
合同会社 Y&Uケア英蓉会	あおいメディカルデイ キッズ・シニアの和	杉並区浜田山3-25-16 エスカイ浜田山103	同日
株式会社デイサービス	こぼんはうす さくら	荒川区西日暮里6-23-5 光ビル1階	同日
株式会社フィスタ	ごえん舎江東	江東区千田8-7 高田ビル2階	平成31年2月28日
株式会社琉球マインド	発達支援ルーム 琉りゅう	世田谷区上野毛2-22-14 A-2階	同日
株式会社ヤマト・インターナショナル	幸せの缶詰	港区南麻布2-1-18	平成31年3月31日
MELCARE株式会社	メルケアみなとセンター	港区新橋4-27-4 新橋吉樹ビル	同日
一般社団法人ライフステップ	ケアステップ新宿	新宿区早稲田鶴巻町525 稲田ビル1階	同日
株式会社オーカ	ユニゾン上野	台東区北上野1-8-5 ビワフ上野1階	同日

一般社団法人碑倉村	SPACE	目黒区碑文谷1-11-15	同日
株式会社D&I	テラコヤキッズ 蒲田教室	大田区西蒲田7-1-3 ステラビル7階	同日
株式会社スター・フィールド	こどもプラスほしのこジュニア	大田区池上3-39-12 常盤ビル2階	同日
特定非営利活動法人国分寺市手をつなぐ親の会	たけのこ	国分寺市戸倉1-8-43 千歳サンライズ107	同日
マサヤ医療福祉サービス株式会社	なかよし共和国	町田市成瀬台2-16-2 ウィル成瀬台A棟1階	同日
ビーサイドユー株式会社	ビーキッズむさしの	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1 ブランドールサンリョウ2階	同日
株式会社IDSE	運動療育で生きる力を育む シェル 府中教室	府中市緑町3-5-7 第二木城ビル5階	同日
社会福祉法人睦月会	ジョブチャレンジひばり	西東京市ひばりが丘3-1-23	同日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第52号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

令和元年6月17日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 日時

令和元年6月25日 (火曜日) 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

小平市小川町一丁目1070番地の22 小川 典宏

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 ついで

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するように提出してください。

令和元年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ビバホーム豊島店

二 店舗所在地 北区豊島四丁目十八番二十四号

三 設置者名 株式会社S M B C信託銀行

四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号

五 変更前の店舗名 (仮称) ビバホーム豊島店

六 変更後の店舗名 ビバホーム豊島店

七 変更前の店舗所在地 北区豊島四丁目一番地四十ほか

八 変更後の店舗所在地 北区豊島四丁目十八番二十四号

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社L I X I L ビバほか未定

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社L I X I L ビバほか一名

十一 変更日 平成三十一年三月二十六日ほか

十二 届出日 令和元年五月十日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 令和元年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休

<p>十五 縦覧時間 日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーアルプス</p>
<p>一 店舗名 八王子みなみ野シティショッピングセンター 二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目八番一号 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>十七 縦覧期間 令和元年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 変更前の小売業者の代表者名 松本 清 十五 変更後の小売業者の代表者名 松本 英男 十六 変更日 平成二十八年四月一日ほか 十七 届出日 令和元年五月二十日</p>
<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号 五 変更前の設置者名 株式会社新都市ライフ 六 変更後の設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>一 店舗名 宇津木台ショッピングプラザ 二 店舗所在地 八王子市久保山町一丁目十番地 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十九 縦覧期間 令和元年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>七 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号 八 変更後の設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号 五 変更前の設置者名 株式会社新都市サービス 六 変更後の設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>九 変更前の設置者代表者名 古屋 雅弘 十 変更後の設置者代表者名 安達 勝</p>	<p>七 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号 八 変更後の設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>一 店舗名 新宿パークタワー 二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目七番一号 三 設置者名 東京ガス不動産株式会社 四 設置者住所 新宿区西新宿三丁目七番一号</p>
<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ブックオフコーポレーション株式会社 十二 変更前の小売業者の代表者名 松下 展千</p>	<p>九 変更前の設置者代表者名 平井 健児 十 変更後の設置者代表者名 安達 勝</p>	<p>五 変更前の設置者名 東京ガス都市開発株式会社 六 変更後の設置者名 東京ガス不動産株式会社 七 変更前の設置者代表者名 秋元 茂樹</p>
<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 堀内 康隆 十四 変更日 平成二十九年四月十日ほか 十五 届出日 令和元年五月二十日</p>	<p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーアルプスほか二 十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーアルプス</p>	<p>八 変更後の設置者代表者名 小林 裕明 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 藤田観光工営株式会社ほか八名</p>

<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 藤田観光工営株式会社ほか八名</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社エムディーエス</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 杉原 領治</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 薮 聡志</p>	<p>十四 変更日 平成三十一年四月一日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和元年五月二十四日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間 令和元年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>		
<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和元年六月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 銀座山野楽器本店</p>	<p>二 店舗所在地 中央区銀座四丁目五番六号</p>	<p>三 設置者名 株式会社山野楽器</p>	<p>四 設置者住所 中央区銀座四丁目五番六号</p>	<p>五 変更前の閉店時刻 午後七時三十分</p>	<p>六 変更後の閉店時刻 午後九時</p>	<p>七 変更日 令和元年六月一日</p>	<p>八 届出日 令和元年五月十六日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 令和元年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

